

◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年12月5日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村上朝日線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市羽下ヶ渕字稻場下2110番4から	新	7.4～29.6メートル	971.2メートル
同市下渡字前川原184番16まで	旧	7.4～29.6メートル	971.2メートル